

議案第 10 号

君津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

君津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 29 年 11 月 30 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 29 年法律第 25 号）による公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）の一部改正に伴い、認知症患者等の入居者の収入申告義務を緩和するため、君津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年君津市条例第 24 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年君津市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項ただし書中「場合」の次に「（次条第 1 項ただし書に規定する場合を除く。）」を加える。

第 16 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、入居者が省令第 8 条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第 37 条第 1 項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、この限りでない。

第 16 条第 3 項中「基づき」の次に「（同項ただし書に規定する場合にあっては、省令第 9 条に規定する方法により）」を加える。

第 32 条第 2 項中「第 8 条第 2 項」の次に「（第 16 条第 1 項ただし書に規定する場合にあっては、令第 8 条第 3 項において準用する同条第 2 項）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

君津市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
(家賃の決定) 第15条 一般市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された政令月収（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の政令月収。第30条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第4項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合（次条第1項ただし書に規定する場合を除く。）において、第37条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、一般市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該一般市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。 2～4 省略 (収入の申告等) 第16条 入居者は、毎年度、市長に対し、規則で定めるところにより収入を申告しなければならない。<u>ただし、入居者が省令第8条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第37条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、この限りでない。</u> 2 省略 3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき（同項ただし書に規定する場合にあっては、省令第9条に規定する方法により）、政令月収の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。 4 省略 (収入超過者に対する家賃)	(家賃の決定) 第15条 一般市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された政令月収（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の政令月収。第30条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第4項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合_____において、第37条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、一般市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該一般市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。 2～4 省略 (収入の申告等) 第16条 入居者は、毎年度、市長に対し、規則で定めるところにより収入を申告しなければならない。_____ 2 省略 3 市長は、第1項の規定による収入の申告に基づき_____、政令月収の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。 4 省略 (収入超過者に対する家賃)

第32条 省略

2 市長は、前項の家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項(第16条第1項ただし書に規定する場合にあっては、令第8条第3項において準用する同条第2項)に規定する方法によらなければならない。

3 省略

第32条 省略

2 市長は、前項の家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項_____

_____に規定する方法によらなければならない。

3 省略